



合計所得金額で判定するもの

- ・均等割の非課税限度額
- ・障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の非課税限度額
- ・扶養控除、配偶者特別控除の所得判定
- ・配偶者特別控除の所得1000万円超の判定
- ・寡婦、ひとり親控除の所得要件（500万円以下）の判定

総所得金額等で判定するもの

- ・所得割の非課税限度額
- ・雑損控除
- ・医療費控除
- ・寄付金控除

- (注 1) 源泉分離課税の適用を受けているものを除く。
- (注 2) 居住用財産の買換等の場合の譲渡損失がある場合、損益通算及び繰越控除が可能。
- (注 3) 上場株式等に係る譲渡損失がある場合、その年分の上場株式等に係る配当所得と損益通算が可能。
- (注 4) 注 3 にて控除しきれない損失がある場合、繰越控除が可能。
- (注 5) 先物取引に係る雑所得金額等に損失がある場合は、繰越控除が可能。